省　令

○総務省令第六十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の三第四項第一号及び第十七条の三の三の規定に基づき、危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

総務大臣　石田　真敏

危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験資格） **第五十三条の三**　法第十三条の三第四項第一号の総務省令で定める者は、次のとおりとする。 一　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科にあつては、修業年限二年以上のものに限る。）又は専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。次号において同じ。）その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 二　学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において化学に関する授業科目（高等専門学校にあつては、専門科目に限る。）を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）若しくは専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）による単位又は専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）により換算した単位を通算して十五単位以上修得した者 ［三～六　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（受験資格） **第五十三条の三**　法第十三条の三第四項第一号の総務省令で定める者は、次のとおりとする。 一　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科にあつては、修業年限二年以上のものに限る。）又は専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。次号において同じ。）その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者 二　学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において化学に関する授業科目（高等専門学校にあつては、専門科目に限る。）を履修して、大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位並びに専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）により換算した単位を通算して十五単位以上修得した者 ［三～六　同上］

（消防法施行規則の一部改正）

第二条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録確認機関） **第四条の六**　［略］ 2　消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。 一　次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。 イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、防炎対象物品又はその材料が防炎性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの ［ロ　略］ ［二～四　略］ ［3・4　略］	（登録確認機関） **第四条の六**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、防炎対象物品又はその材料が防炎性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの ［ロ　同上］ ［二～四　同上］ ［3・4　同上］